

別紙

諮問第662号

答 申

1 審査会の結論

「入院措置要否決定書（1）」外8件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都が保有する『精神障害者等診察（保護）申請書』『措置入院に関する診断書』等措置入院に関する一切の資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成30年5月24日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）のうち、印影、内線番号及びFAX番号を除く非開示情報に係る非開示について、その取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書等における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件一部開示決定のうち、印影、内線番号及びFAX番号を除き非開示とした決定を取り消すとの裁決を求める。

審査請求人は、平成〇年〇月〇日に東京都知事が行った措置入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）29条の要件を充足せず、違法・不当な処分であったと理解していることから、自己の措置入院に関する資料の開示を求めるものである。

ア 本件一部開示決定の形式的違法

（ア）条例16条2号は、開示請求者以外の個人情報が含まれ、かつ開示請求者以外

の個人の権利利益を侵害するおそれがある場合の非開示理由であるが、いずれも「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため」としか理由付記されていない。重要なのは、開示することにより、当該個人の権利利益が侵害されるおそれであり、理由としては不十分である。

(イ) 条例16条6号は、都の機関等の保有する情報であって、開示することにより、限定された一定の事務・事業の適正遂行に支障を及ぼすおそれがある場合の非開示理由であるが、多くは、「精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院の特異性から、開示した場合に今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」とだけしか書かれておらず、一定の事務・事業として限定された、イないしトのどれに該当するかも示されていない。個人情報保護法も条例も一律に事務・事業の適正遂行の支障だけを非開示理由としておらず、試験や契約など特定事項について、公正な判断が行えなくなるおそれがあるなど特別な事情がある場合にのみ理由となるので、理由としては不十分である。

次に、「開示を前提として記録を作成しなければならないと、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化・形骸化するおそれがあり、精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」と書かれているが、イないしトのどれにも該当しない。そもそも記載内容の消極化・形骸化等は、精神保健医療制度・精神保健福祉法等諸法の問題であって、個人情報保護法ないしは条例の問題でないので、理由として成立しない。

#### イ 本件一部開示決定の実質的違法

条例12条は、「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。」として、自己に関する情報を知ることができる権利を付与しているのであるから、条例16条により非開示とするには、開示することによる不利益が、法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的に具体的に生じること又はそのおそれがあることが認められなければならない。本件措置入院は、国連恣意的拘禁作業部会の意見書によっても、恣意的な拘禁であ

ると結論付けていることから明らかなように、本件措置入院は違法の蓋然性が高く、権利の回復のためにも精神保健指定医（以下「指定医」という。）等の専門的評価・判断が記載された文書につき開示を求める権利は尊重されなければならない。

一方で、非開示理由とした権利利益侵害のおそれは、法的保護に値する程度の蓋然性をもって客観的具体的に事務・業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。よって、実質的にも審査請求の趣旨の開示がなされるべきである。

#### ウ まとめ

条例16条2号について、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため」とだけ書かれ、いかなる事情で権利利益の侵害になるのか書いていないのは、精神障害者であれば、指定医に攻撃をすることを想定しているとしか読めない。

条例16条6号について、「精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院の特異性から、開示した場合に今後の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」など直接的に、精神障害者であれば、攻撃的に事務等の遂行を妨害することを想定しているとしか読めない。

いずれも障害者差別であり、障害者差別解消法（平成25年法律第65号）に違反し、法の下での平等に反する。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 条例16条2号に該当する各欄について

本件一部開示決定において、非開示とした保有個人情報である「精神保健指定医の氏名」、「警察職員の氏名」は、全て「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」であり、条例16条2号前段に該当するため非開示とした。

#### (2) 条例16条6号に該当する各欄について

措置入院処分は、本人以外の者からの申請、通報を契機として手続が進められる

とともに、精神障害に基づき自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めるときは、本人の意に反しても精神科病院に強制的に入院させるという不利益を課すことを含む行政処分である。よってその運営は医学的な基準に則り、医学的な判断以外の影響を排した公正な判断が必要不可欠である。一方で、本人の認識と指定医による診断の結果に相違が生じる可能性のある処分でもある。

条例16条6号によって非開示とした各項目のうち、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「病状の概要」、「精神障害又はその疑いに基づく事実行為」、「予測」、「備考」及び「入院以降の病状又は状態像の経過」は、措置入院の要否等を判断する上で、非常に重要なものであり、正確かつ詳細な記載が求められる項目である。これらの項目が開示された場合、本人の感情や反応を考慮して記載内容が簡略化するなど消極化、形骸化することが予想され、結果として公正な判断に支障を及ぼし精神障害者の医療及び保護を目的とした措置入院制度の将来にわたる適正な遂行に影響を与えるおそれがあるため、非開示とした。

また、「職員氏名」、「精神保健指定医の氏名」、「精神保健指定医の所属」、「発信者氏名」、「指示の相手方」、「送信先職員氏名」及び「発信元病院担当者」の各項目については開示した場合、措置入院処分が被処分者に不利益を課す処分でもあることから、本人の認識と各書類の記載内容の相違を理由に真偽や詳細等確かめるため、それらの者や所属先に対して職務の妨げとなりかねない行為が行われることも予想され、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とした。

なお、条例16条6号中イからトまでは例示列举であり、イからトまでに該当せずとも、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるため、非開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月18日	諮問
平成31年 1月 8日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年10月 4日	新規概要説明（第197回第二部会）
令和 元年10月30日	審議（第198回第二部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 措置入院について

措置入院について、法27条1項では、都道府県知事は、法22条から26条までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない旨定めるとともに、法29条1項では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨定めている。

また、法27条3項は、同条1項に定める指定医により診察をさせる場合は、職員を立ち合わせなければならない旨、法29条2項は、都道府県知事が診察を受けた者を措置入院させるには、二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない旨定めている。

#### イ 本件対象保有個人情報及び審査会の審議事項について

本件開示請求の趣旨は、審査請求人に係る措置入院に関する一切の資料を求めらるものである。審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求に係る一部開示決定について、印影、内線番号及びFAX番号を除く非開示情報の開示を求めている。

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、別表に掲げる本件対象保有個人情報1から9までであり、審査請求人は、同表の「本件非開示情報」欄に記載されている各非開示情報の開示を求めている。

実施機関は、本件一部開示決定において、上記非開示情報がそれぞれ別表に掲げる非開示条項に該当するとして、一部開示決定を行った。

審査会は、上記非開示情報について、病名等の措置入院診断に係る情報については本件非開示情報1、指定医の氏名については本件非開示情報2、職員の氏名等については本件非開示情報3、警察職員の氏名については本件非開示情報4として、別表のとおり分類し、それぞれの非開示妥当性について判断する。

#### ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても当該情報を開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定して

いる。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

## エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

### (ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1のうち「病名」欄には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（昭和63年4月8日厚生省告示第125号）に従い、病状又は状態像の原因となる主な精神障害の例示を踏まえ、指定医が判断した病名が記載されており、「生活歴及び現病歴」欄には、指定医が診察時に本人及び診察に立ち会った者から聴取したこれまでの生活歴及び病歴の内容等を基に、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されている。

「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、指定医が自傷又は他害行為のおそれの有無の認定を行うに当たり、当該欄に列挙された症状又は状態像に該当する状態であるか、今後重大な問題行動のおそれがあるかなどを確認した事項が選択及び記載され、

「診察時の特記事項」欄には、現在の病状を放置することにより想定される問題行動があるか否か、入院措置が必要か否かを判断した経緯等が記載され、

「入院以降の病状又は状態像の経過」欄には、指定医による診察の結果、措置入院者の措置症状が消退したと指定医が判断するに至るまでの、措置入院者の入院以降の病状又は状態像の経過が記載されている。

また、「病状の概要」欄、「精神障害又はその疑いに基づく事実行為」欄及び「予測」欄には、通報があった際に保健所及び警察から聴取した精神障害者の現在の状況及び実際に対象の精神障害者が行った事実行為、聴取した内容から今後発生することが予測される問題行動が選択及び記載されている。「備考」欄には、調査を実施した医療担当職員の意見として、診察の適否を判断した理由及び補足情報が記載されている。

実施機関によれば、措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診療とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ、精神障害のために自傷又は他害行為を起こすおそれがあると認められる場合に、本人以外からの申請等を契機として手続が進められるものであり、しかも、本人の意思にかかわらず、強制的に精神科病院等に入院させることができる制度であることから、一般に、本人がこの措置に納得していない場合が想定されるとのことである。そのため、本件非開示情報1の各事項は、措置入院の要否を判断する上で非常に重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められると実施機関は説明する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1の記載内容は、事柄の性質上、本人の認識と異なったり、意に沿わない情報であることが想定され、指定医及び職員は、その内容が本人に開示されないことを前提に記載を行っているものと解される。このため、記載内容を開示することにより、指定医及び職員は、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、診断書の記載内容が形骸化し、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2及び3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には指定医の氏名が、本件非開示情報3には審査請求人の措置入院又は退院に係る手続に関与した職員の氏名及び指定医の所属が、それぞれ記載されている。

審査会が検討したところ、措置入院に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から、指定医や職員等に対する不信感や誤解が生じる場合があり、これらの氏名や所属を開示することにより、診断書の記載内容の真偽や詳細等を確かめるため、指定医や職員等の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2及び3は条例16条6号に該当し、本件非開示情報2についての同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。



(ウ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、警察職員の氏名が記載されている。この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

事務局をして実施機関に確認したところ、本件非開示情報4は管理職でない警察職員の氏名であるとのことであり、警視庁では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報4は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報4は条例16条2号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表

本件対象保有個人情報		本件非開示情報		非開示条項
1	平成○年○月○日付 入院措置要否決定書 (1)	2	精神保健指定医氏名 (第一及び第二)	条例16条2号 及び6号
		1	病名(第一及び第二)	条例16条6号
		3	職員氏名	条例16条6号
		3	発信者氏名 指示の相手方	条例16条6号
2	平成○年○月○日付 入 院措置要否決定受理書	3	職員氏名	条例16条6号
3	平成○年○月○日付 措 置入院に関する診断書 (第一指定医)	1	・病名 ・生活歴及び現病歴 ・重大な問題行動 ・現在の精神症状、 その他の重要な症 状、問題行動等、現 在の状態像 ・診察時の特記事項	条例16条6号
		2	精神保健指定医氏名	条例16条2号 及び6号
		3	職員氏名	条例16条6号

4	平成○年○月○日付 措置入院に関する診断書 (第二指定医)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病名</li> <li>・ 生活歴及び現病歴</li> <li>・ 重大な問題行動</li> <li>・ 現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像</li> <li>・ 診察時の特記事項</li> </ul>	条例16条6号
		2	精神保健指定医氏名	条例16条2号及び6号
		3	職員氏名	条例16条6号
5	平成○年○月○日付 診察要否決定書(2)	2	精神保健指定医氏名	条例16条2号及び6号
		3	精神保健指定医の所属	条例16条6号
		3	職員氏名	条例16条6号
6	平成○年○月○日付 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条届出調査書	4	警察職員の氏名	条例16条2号及び4号
		3	職員氏名	条例16条6号
		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病状の概要</li> <li>・ 精神障害又はその疑いに基づく事実行為</li> <li>・ 予測</li> <li>・ 備考</li> </ul>	条例16条6号

7	平成○年○月○日付 起 案用紙	3	職員氏名	条例16条6号
8	平成○年○月○日付 措 置入院者の症状消退届 都道府県提出用	1	病名	条例16条6号
		1	入院以降の病状又は 状態像の経過	条例16条6号
		2	精神保健指定医氏名	条例16条2号 及び6号
9	措置入院者症状消退届 F A X送信状	3	送信先職員氏名	条例16条6号
		3	発信元病院担当者	条例16条6号